

【記載例】

選挙運動費用の公費負担制度

契約書参考例

※書式はあくまで参考にとどまり、契約内容は当事者の責任となります。

※記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では、主として選挙公営に関する項目例を中心に記載しています。

※契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

選挙運動用自動車運送契約書

記載例

〇〇〇〇〇〇 選挙候補者 〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と

株式会社〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動

のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 〇〇〇〇 滋賀〇〇〇わ〇〇〇〇

※立候補届出の日から選挙
期日の前日までの選挙運動
期間内で記載

3 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日
ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

4 契約金額 金 〇〇〇〇〇 円 (税込)

(内訳 1日につき 〇〇〇〇 円 (税込) × 〇 日間)

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき甲良町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が甲良町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

※契約は告示日前でも可

※立候補者届出と一致

甲 〇〇〇〇〇〇 選挙候補者

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

氏名 〇〇〇〇〇

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

印

乙 住所 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇〇番地

名称 株式会社〇〇〇〇〇〇

代表者 〇〇〇〇〇

印

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

選挙運動用自動車賃貸借契約書

記載例

〇〇〇〇〇〇 選挙候補者 〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と

株式会社〇〇〇〇レンタカー (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために

使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

1 使用目的

甲は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 スズキ・エブリィ 滋賀〇〇〇わ〇〇〇〇

3 契約期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期
日の前日までの選挙運動期間
内で記載

4 契約金額 金 〇〇〇〇〇 円 (税込)

(内訳 1日につき 〇〇〇〇 円 (税込) × 〇 日間)

ただし、3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき甲良町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が甲良町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

※契約は告示日前でも可

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙候補者

※立候補者届出と一致

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

氏名 〇〇〇〇〇

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

印

乙 住所 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇〇番地

名称 株式会社〇〇〇〇レンタカー

代表者 〇〇〇〇〇

印

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

選挙運動用自動車燃料供給契約書

記載例

〇〇〇〇〇〇 選挙候補者 〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と

株式会社〇〇〇〇石油 (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のため

に使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

1 供給する期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

2 供給場所 所在地 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇番地

名称 株式会社〇〇〇〇石油

※立候補届出の日から選挙期
日の前日までの選挙運動期間
内で記載

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 スズキ・エブリィ 滋賀〇〇〇わ〇〇〇〇

4 契約金額 金 〇〇〇〇 円

(単価1リットルあたり 〇〇〇 円(税込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、甲良町議会議員および甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき甲良町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が甲良町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

※契約は告示日前でも可

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙候補者

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

※立候補者届出と一致

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

氏名 〇〇〇〇〇

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

印

乙 住所 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇番地

名称 株式会社〇〇〇〇石油

代表者 〇〇〇〇〇〇

印

※「甲良町長」又は「甲良町議会議員一般」

選挙運動用自動車運転手契約書

記載例

〇〇〇〇〇〇 選挙候補者 〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と

甲良 次郎 (以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動の

に使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

2 運転する期間 令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

3 運転する車の車種及び登録番号 〇〇〇〇 滋賀〇〇〇わ〇〇〇〇

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

4 契約金額 金 〇〇〇〇〇 円 (税込)

(内訳 1日につき 〇〇〇〇 円 (税込) × 〇 日間)

ただし、2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき甲良町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が甲良町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

※契約は告示日前でも可

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙候補者

※立候補者届出と一致

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇

※「甲良町長」又は「甲良町議会議員一般」

氏名 〇〇〇〇〇

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

印

乙 住所 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇〇

名称 甲良 次郎

印

※個人と契約

代表者

印

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

選挙運動用ビラ作成契約書

記載例

〇〇〇〇〇〇 選挙候補者 〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と

有限会社〇〇〇印刷 (以下「乙」という。)とは、甲の使用する

選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

1 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 200枚

※規格や数量を規定することも
考えられる

3 契約金額 金 〇〇〇〇〇 円 (税込)

(単価 〇〇〇 円 (税込) × 200枚)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき甲良町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が甲良町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

※契約は告示日前でも可

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙候補者

※立候補者届出と一致

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

氏名 〇〇〇〇〇

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

印

乙 住所 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇〇番地

名称 有限会社〇〇〇印刷

代表者 〇〇〇〇〇

印

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

選挙運動用ポスター作成契約書

記載例

〇〇〇〇〇〇 選挙候補者 〇〇〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と

株式会社〇〇印刷 (以下「乙」という。)とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作

成について、次のとおり契約を締結する。

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

- 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター
- 作成枚数 100枚
- 契約金額 金 〇〇〇〇〇 円
(単価 〇〇〇 円(税込) × 100枚)
- 納入期限 令和 年 月 日
- 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、甲良町議会議員及び甲良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき甲良町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が甲良町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により甲良町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

※契約は告示日前でも可

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙候補者

※立候補者届出と一致

※「甲良町長」又は
「甲良町議会議員一般」

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇

※戸籍名を記載
※立候補者届出と一致

印

乙 住所 滋賀県〇〇〇〇〇〇〇〇番地

名称 株式会社 〇〇印刷

代表者 〇〇〇〇〇

印